

『「法人向け事業承継税制」に注目 拡充で飛躍的な増加が期待される』

事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「法人向け事業承継税制」は、2018年度の税制改正で抜本的に拡充された。中小企業庁によると、拡充前は、年間400件程度の申請だったが、拡充後は、足元(本年2月現在)の申請件数は年間6000件に迫る勢いであり、爆発的に伸びている。

今後10年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万が後継者未定という。こうしたなか、事業承継税制による中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継が期待されている。

2018年度税制改正では、10年間(2018年1月1日から2027年12月31日)の特例措置として、各種要件の緩和を含む抜本的な拡充が行われた。基本は、2018年4月1日から2023年3月31日までの5年間以内に承継計画を作成して都道府県に提出した会社(「特例認定承継会社」)が、贈与・相続による事業承継を行う場合に適用される。



事業承継税制の抜本拡充の概要は、(1)対象株式数の上限を撤廃し全株式を適用可能にし、納税猶予割合も100%に拡大することで承継時の税負担ゼロになる。(2)親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象にする。(3)承継後年間平均8割以上の雇用維持要件を未達成の場合でも、猶予を継続可能に。(4)売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免する。

『社会インフラや人材活用に重点 未来投資会議の実行計画案発表』

政府は6月5日の未来投資会議において、成長戦略の実行計画案を取りまとめ発表した。計画の基本的考え方として、これからの第4次産業革命をリードできるかどうかは、この1、2年が勝負と捉え、企業が膨大な「データ」を利活用できる環境と、世界に先駆けたイノベーションを生み出すためのインフラやルールの整備を、早急に実行する必要があるとしている。取り上げている項目は、○第1章:基本的考え方○第2章:Society5.0の実現(デジタル市場のルール整備/フィンテック・金融分野/モビリティ/コーポレート・ガバナンス/スマート公共サービス他)○第3章:全世代型社会保障への改革○第4章:人口減少下での地方施策の強化(地域のインフラ維持と競争政策/地方への人材供給//国家戦略特区/中小企業・小規模事業者の生産性向上他)。

第3章では、○70歳までの就業機会の確保を図り、希望・特性に応じて、多様な選択肢を許容する○中途採用・経験者採用拡大及び新卒一括採用見直しを進め、併せて、企業による評価・報酬制度の見直しを図るとしている。社会保障に関しては、病気予防や介護予防についての、保険者のインセンティブ強化を挙げ、病後の対応から予防対策に力点が移行している。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com